

名古屋港管理組合公報

平成17年11月1日

(火曜日)

第 362 号

目次

○名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年十一月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十五号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（使用願等の提出）

第三条 条例第三条及び条例第六条の規定により、係船岸壁及び係船浮標の使用の許可を受けようとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した願書を、その他の施設の使用の許可又は工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）の設置の許可を受けようとする者にあつては、様式第二号から様式第二十号までによる願書を提出しなければならない。

- 一 外航又は内航の別
- 二 船舶の名称、種類及び国籍
- 三 船舶の総トン数、国際総トン数及び重量トン数
- 四 船舶の全長
- 五 信号符字
- 六 入港予定日時及び希望船席係留場所
- 七 着岸予定日時及び離岸予定日時
- 八 入港、移動又は再入港の別
- 九 着岸舷側
- 十 接舷船の場合にあつては被接舷船名
- 十一 入港から出港までの最大喫水
- 十二 定期又は不定期の別及び定期の場合にあつては定期航路名
- 十三 仕出港、前港、次港及び仕向港
- 十四 陸揚貨物の品名及び数量並びに船積貨物の品名及び数量

第二十一条中「港則法（昭和三十二年法律第七十四号）第四条の規定により港長に提出するものと同じ」を「港湾法施行規則（昭和三十六年運輸省令第九十八号）第十五条第二項に規定する様式」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 書式

様式第十二号を次のように改める。

様式第13号 (第3条関係)

ひき船使用願

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

印

次のとおり使用したいので許可してください。

【外航・内航】

係留施設名							
船名・信号符字等							
総トン数							
船種	コンテナ船・自動車専用船・油槽船・一般貨物船・旅客船・その他						
スラスターの有無	有・無	前	馬力	後	馬力		
水先人乗船の有無	有・無						
利用日時	入	港	開始	月	日	時	分
			終了	月	日	時	分
	出	港	開始	月	日	時	分
			終了	月	日	時	分
ひき船名	そ	の	他	開始	月	日	時
				終了	月	日	時
船舶運航事業者	名称						
	国名又は都市名						
摘要						受付	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合